

第4章 計画の取り組み

1. 施策体系

基本理念

一人ひとりがつながり、支え合い助け合うまちの実現
～誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指して～

基本認識

- ・自殺はその多くが追い込まれた末の死である
- ・自殺は防ぐことができる
- ・自殺を考えている人は悩みながらもサインを出している

基本方針

生きることの
包括的な支援

関連施策との
連携を強化した
総合的な取り組み

実践と啓発を
両輪とした推進

児童生徒の自殺対策に
資する教育

基本施策

地域における
ネットワークの強化

自杀対策を
支える人材の育成

住民への啓発と周知

生きることの
促進要因への支援

児童生徒の自殺対策に資する
教育の実施

児童生徒の自殺対策に関する
取り組みの強化

町内全体での自殺対策の推進

各分野における連携体制の充実

職員を対象とする研修

住民を対象とする研修

住民向け講座等の開催

様々な媒体を活用した情報提供

支援を求める人への様々な
生きる支援の実施

心身の健康づくりの推進

多様な居場所づくり

多様な相談の実施

教育の実施

2. 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係し合って起こります。そのため状態が深刻化する前に複合的な課題に対応できるよう、自殺対策に係る相談支援機関等が連携を図り、ネットワークの強化を進めます。行政の関係機関と地域の多様な関係者が連携、協力して実効性ある施策を推進していくことも重要となります。

(1) 町内全体での自殺対策の推進

【住民福祉課・健康推進課】

◇地域のネットワークづくり

- ・町内の関係団体や関係者が交流できる場の設置、情報提供により地域のネットワークづくりを促進し、地域における自殺の予防・早期の支援につなげます。
- ・自治区長会や地域での地区役員を参考する会議において、本町の自殺の現状策についての情報提供や身近な人の変化を察知し、専門機関につなぐことができるゲートキーパー(※)の役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。
※ゲートキーパーとは　自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険性を示すサインに気付き、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るという役割を担います。

(2) 各分野における連携体制の充実

【教育総務課・住民福祉課・健康推進課】

◇横断的な子ども・若者支援の充実

- ・本庁関係部署、教育機関、ひきこもり支援NPO等の外部関係機関と連携して、ニートやひきこもり、発達障害や精神疾患等の問題に対応できる体制整備の強化に取り組みます。
- ・要保護児童対策地域協議会や青少年育成連絡協議会、各地域の見守り隊等と連携し、家庭・地域・学校が一体となった取り組みを推進します。

◇障害福祉施策の充実

- ・自立支援協議会において障害福祉分野の困難ケースや地域に共通する課題について検討し、効果的な支援のための連携や、解決に向けての取り組みに活かします。
- ・障害者団体、ボランティア団体との連携の促進を図ります。

◇児童虐待防止の連携体制の充実

- ・児童虐待（障害児を含む）の防止に向けて、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。
- ・児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、里親制度等の普及に努めます。

3. 自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進するには、直接的に自殺対策に関わる人材の確保・育成を図ることが必要です。悩みを抱えている人と接する住民一人ひとりが自殺対策への意識を持ち、自殺の危険を示すサインに気付いて適切に対応することが大切です。幅広い分野における研修等において、自殺対策に関する意識付けを行います。

(1) 職員を対象とする研修

【総務課】

◇職員研修を通じた人材育成

- ・職員研修等を通じて自殺対策への意識を高め、自殺未遂者への対応や相談業務を行える人材を育てる。

◇教職員研修における自殺対策の意識付け

- ・いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。

(2) 住民を対象とする研修

【住民福祉課・健康推進課】

◇自殺予防ゲートキーパーの啓発

- ・「いのちの門番」ともいえるゲートキーパーの必要性や重要性を地域の集会等で住民に周知・啓発を行います。

◇民生児童委員・母子保健推進員・健康推進員への研修

- ・民生児童委員・母子保健推進員・健康推進員を対象に、DVや児童・高齢者虐待の予防についての研修会を実施する際に、自殺対策についての意識啓発を図ります。

4. 住民への啓発と周知

(1) 住民向け講座等の開催

【住民福祉課・健康推進課・教育総務課】

◇こころの健康に対する知識の普及

- ・健康に関する出前講座や家庭訪問により、ストレス発散法、睡眠の取り方等の知識の普及を図ります。

◇人権教育の実施

- ・幼稚園、こども園、小中学校において、自殺の要因につながる様々な人権について学ぶ機会を設けます。

(2) 様々な媒体を活用した情報提供

【住民福祉課】

◇自殺予防週間・自殺対策月間を通じた啓発の実施

- ・自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）に自殺対策の啓発物品等を掲示、配布し周知を図ります。

◇自殺対策の啓発

- ・自殺対策に関するリーフレットや啓発グッズを町役場や保健福祉センター等の公共施設で配布し、広く周知・啓発を図ります。

◇こころの健康に対する情報提供

- ・広報紙・ホームページ等によるメンタルヘルス等の情報提供を行います。

5. 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には生活上の困り事を察知し関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業など生きることへの包括的な施策を推進します。

(1) 支援を求める人への様々な生きる支援の実施

【住民福祉課・健康推進課・教育総務課】

◇高齢者への見守りの強化

- ・住民、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、民生児童委員と協力しながら、一人暮らしや高齢者世帯の見守りを行います。
- ・企業や事業所、各種団体等の協力を得ながら、地域での孤独死の未然防止並びに認知症による徘徊、その他異変の早期発見及び対応を行うため、地域見守り活動を推進します。
- ・支援が必要な高齢者やひとり暮らし高齢者等を対象に、安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達する見守り配食サービス事業を実施します。

◇高齢者の健康づくりの推進

- ・関係機関や関係部署との連携のもと、高齢者に対して各種健診・訪問指導・健康教育等を実施します。
- ・介護予防・日常生活支援総合事業として多様な介護予防事業を推進します。

◇認知症高齢者への見守り

- ・認知症高齢者の見守り体制を構築するために、認知症に関する広報・啓発活動を行うとともに地域の医療・介護・福祉の連携を図ります。

◇権利擁護事業の推進

- ・自ら意思決定することが困難な高齢者や障害のある方等に対して、かつらぎ町社会福祉協議会や橋本・伊都地域基幹相談支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を進めます。

◇虐待防止施策の推進

- ・子どもや高齢者、障害のある方等への虐待について、関係機関と連携した迅速な対応を行います。

◇ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ・かつらぎ町では、近年死亡比率は女性の割合が多く、ひとり親家庭での被扶養者に占める男女比率も女性が圧倒的に多い事から、子育てをしながら働く女性の自立支援策として、子育て短期支援事業、保育などをを利用する際の配慮等、各種支援策を推進するほか、県と連携して、子育て・生活支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。

◇経済的に困難を抱えた家庭への支援

- ・生活困窮に陥った家庭を対象として、児童の養育相談や保護者の就労支援を実施します。

◇生活困窮者・無職者への支援

- ・生活困窮者や無職者等の課題が深刻化する前に、民生児童委員や地域の方との連携により早期発見し、複合的な課題に対応するため、様々な関係機関が横断的な連携を図ります。
- ・就労や学習支援、経済的な助成等、生活困窮者や無職者等を適切な支援につなげるための制度や相談窓口について、周知・啓発を図ります。

◇妊娠や保護者の不安を解消する支援

- ・妊娠届出時に保健師が面接を行い、妊娠中から子育て期まで支援します。出産後は、出生届出時や乳児訪問時に状況を確認し、必要に応じて、医療機関と連携し、産後うつの発症や、重症化予防のための支援を行います。

(2) 心身の健康づくりの推進

【住民福祉課・健康推進課】

◇健康教育・健康相談体制の充実

- ・関係機関や関係部署との連携のもと、ライフステージや障害の有無等に応じた各種健診・訪問指導・健康教育等を実施します。特に、生活習慣病の予防等のための健康教育・健康相談等の体制の充実を図ります。
- ・住民一人ひとりが健康に关心を持ち、生きがいや楽しみを持ちながら、安心して生活を送ることができるよう、地域における健康づくり活動の促進や、広報誌、パンフレット等による情報提供を図ります。

◇精神疾患患者への支援

- ・うつ病等精神疾患患者に対して、利用できる医療制度の周知や、身近な地域での見守り、声かけのできる人材の育成、相談窓口の紹介を実施するとともに、関係機関と連携した取り組みを推進します。

(3) 多様な居場所づくり 【教育総務課・住民福祉課・健康推進課・生涯学習課】

◇子どもや保護者の居場所づくり

- ・放課後児童クラブや児童館、地域子育て支援センター「はぐくみ」での活動や、子育て世代包括支援センター「SUKU²」における妊娠期から子育て期の方を対象とした交流の場や各地区の育児サークルへの支援を行い、子どもや子育て家庭の多様な居場所づくりを推進します。

◇高齢者の地域の居場所づくり

- ・各地域でのサロン活動や、老人クラブ活動、公民館の高齢者学級の実施等を通じて、高齢者が気軽に交流でき、閉じこもり防止や介護予防につながる居場所づくりを進めます。

◇体育協会、スポーツ少年団などの活動支援

- ・体育協会、スポーツ少年団などへの支援を通じて住民が気軽に参加し、スポーツを楽しめる環境の充実を図ります。

(4) 多様な相談の実施 【住民福祉課・健康推進課・教育総務課・産業観光課】

◇地域における相談支援の充実

- ・身近な相談機関や専門相談機関等と連携し、複雑で多様な相談に対応できる体制の構築を図ります。
- ・社会福祉協議会、自治区長、民生児童委員、地域の団体、ボランティア等が連携を強化し、情報共有や相談を行います。

◇行政相談・法律相談の実施

- ・各地区公民館等において行政相談委員による「行政相談」を実施し、かつらぎ町地域福祉センターにおいては弁護士による「法律相談」を行います。

◇子育て家庭に対する相談の実施

- ・妊娠や子どもの健康、発達等について、子育て世代包括支援センター「SUKU²」での保健師による相談支援、地域子育て支援センター「はぐくみ」での保育士による子育て相談を行います。
- ・訪問や電話による相談支援を充実します。

◇高齢者への相談支援の実施

- ・介護予防、日常生活支援、権利擁護、家族介護支援などを地域包括支援センターが中核となって包括的かつ総合的に推進し、高齢者の日常生活上の相談等への助言や援助を行います。

◇障害のある方やその家族への相談支援の実施

- ・橋本伊都圏域内の相談支援事業所、町役場窓口等、それぞれの相談支援機能の充実・強化を図ります。
- ・障害の状態等に応じて障害福祉サービスを利用できるよう、障害福祉サービス事業所と連携して相談支援専門員の養成・確保と相談支援の質の向上に取り組みます。
- ・困難なケース対応や、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携強化等、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、橋本・伊都地域基幹相談支援センターを設置し、障害者の相談支援の一層の充実を図ります。
- ・身近な地域の相談者として、民生児童委員や、障害当事者によるピアカウンセリングなどの活動を支援します。
- ・公共職業安定所、障害者職業センターをはじめとする関係機関と連携し、障害のある方に対する職業紹介、職業訓練等の支援へつなげます。

◇障害児相談支援の充実

- ・全ての通所支援利用者が、障害児相談支援による適切なケアマネジメントを受けることができる体制の整備を進めます。
- ・地域の医療的ケアの必要な児童のための対応を充実するため、地域連絡協議会を設置し課題を検討します。
- ・窓口や電話による健康相談を随時行います。

◇DVに関する相談の実施

- ・DVの被害者や第三者が安心して相談・通報できる体制と総合相談窓口を設置します。

◇ひきこもりに関する相談の実施

- ・関係機関やNPO法人と連携し、居場所の確保や就労につなげられるよう支援します。

◇消費生活に関する相談の実施

- ・消費者相談会を実施し、関係機関と連携を図りながら解決にあたります。
- ・家庭や地域、職場などで消費生活に関する意識啓発に取り組みます。
- ・窓口や電話による相談支援を充実します。
- ・多重債務者のための相談支援を実施します。

6. 児童生徒の自殺対策に資する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、本町においても児童生徒が命の大切さを実感できる教育はもとより、社会で直面する可能性のある困難やストレスへの対処、命や暮らしの危機に直面したときには助けを求めることができるようにするなど、心と体の健やかな育成に取り組みます。

(1) 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

【教育総務課】

◇「自殺予防教育」の推進

- ・学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分や他の人の命や人権を大切にできるよう、命を大切にする教育を推進します。

◇SOSの出し方やつなぐことに関する教育の推進

- ・児童生徒が自分自身や友達の命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めるべきかを学ぶと共に、つらい時や苦しい時には信頼できる大人に助けを求める方法を学ぶ教育を推進します。

◇SC(スクールカウンセラー)・SSW(スクールソーシャルワーカー)・不登校支援員の派遣

- ・SC・SSW・不登校支援員の派遣により、児童生徒や保護者へのきめ細やかな支援体制の構築を図ります。

(2) 児童生徒の自殺対策に関する取り組みの強化

【教育総務課】

◇いじめ・不登校への対応

- ・いじめ・不登校への対応については、学校・家庭・地域との連携を更に推進して取り組みます。

◇教職員の資質向上

- ・いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修等を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。

◇非行防止のための取り組み及び地域での見守り

- ・学校・地域・警察等の関係機関が連携し、児童生徒の非行防止や地域での見守りを行います。